

第 11 簡易タンク貯蔵所

1 施設区分

簡易貯蔵タンクにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の施設区分は、次によること。

- (1) 簡易貯蔵タンクに固定した給油設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油する場合で、1 日における取扱量が指定数量以上の場合には、給油取扱所として規制する（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑）。
- (2) 簡易貯蔵タンクより容器等に詰替え又は小分け等をする場合で、1 日における取扱量が指定数量以上の場合には、一般取扱所として規制する。
- (3) (1)又は(2)以外の場合には、簡易タンク貯蔵所として規制する。

2 屋外の簡易タンク貯蔵所

危政令第 14 条第 2 号により一の簡易タンク貯蔵所に設置することができる簡易貯蔵タンクの数規制されているが、簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合には、1 メートル以上の幅の空地を確保すれば複数の簡易タンク貯蔵所の設置が可能となるが、施設等の実態により判断をすること。

3 固定方法及び地盤面

- (1) 危政令第 14 条第 4 号に規定する「固定」は、車止め又はくさり等による方法とすること。
- (2) 危政令第 14 条第 4 号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とすること。

4 屋内に設ける簡易貯蔵タンク

危政令第 14 条第 4 号の規定により、簡易貯蔵タンクと専用室の壁との間に 0.5 メートル以上の間隔を保つこととされているが、同一の専用室内に簡易貯蔵タンクを 2 以上設置する場合には、それらのタンク相互間にも 0.5 メートル以上の間隔を保つこと。

5 通気管

危規則第 20 条第 4 項の規定により、先端の高さを 1.5 メートル以上とされているが、簡易貯蔵タンクの車輪から通気管先端までの高さが 1.5 メートル未満のものにあつては、設置場所にコンクリート台を設け、地上 1.5 メートル以上となるように設置する必要がある。

6 蓄圧式簡易貯蔵タンク（昭和 38 年 4 月 6 日自消丙予発第 12 号質疑）

コンプレッサーから圧搾空気をタンク内に送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで、次の(1)から(2)までに掲げる基準に適合するものは、簡易貯蔵タンクとして取り扱うことができる。

- (1) タンクは、危政令第 14 条第 5 号及び第 7 号に規定する基準に適合すること。
- (2) タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で、10 分間行う水圧試験において、漏れ又は変形しないものであること。
- (3) タンクには、使用常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (4) 給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設けること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。
- (7) 外気温等により内圧が上昇した場合、内圧を放出するための安全装置を設けること。
- (8) 危険物をタンク内に注入する際、タンク内圧がゼロになっていることが確認できる構造とすること。
- (9) 内圧を抜かなければ、危険物をタンクに注入することができない構造とすること。